

ダイナースクラブ通信販売加盟店規約

第1条（総則）
三井住友トラストクレジット株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、第2条第1項に定める通信販売加盟店の行う取引に関し以下の各条項のとおり規定するものとします。なお、本規約および関連する規定・特約、加盟店契約書、加盟店申込書その他の加盟店関連申込書、売上票、ダイナースのウェブサイト等に「代金回収加盟店」との記載がある場合は、すべて「通信販売加盟店」と読み替えるものとします。

第2条（用語の定義）
本規約における用語の定義は、次のとおりとします。
1. 「通信販売加盟店」とは、本規約を承認の上、ダイナースが定めた方法により加盟を申し込み、ダイナースが加盟を認めた個人、法人および団体をいいます。
2. 「通信販売加盟店契約」とは、本規約に基づき、ダイナースと通信販売加盟店で成立した契約をいい、ダイナースが加盟店審査を行って通信販売加盟店契約を締結することを承認し当該契約内容の登録が完了した日を「通信販売加盟店契約締結日」といいます。
3. 「会員」とは、ダイナース、外国ダイナースクラブ（以下「外国ダイナース」といいます。）および外国ダイナースの提携先が認めたカード利用者を総称しています。また、前者を「日本会員」、後者を「外国会員」といいます。
4. 「カード」とは、ダイナース、外国ダイナースおよび外国ダイナースの提携先が会員に対して貸与したクレジットカードをいいます。
5. 「カード番号等」とは、カード番号、カードの有効期限、暗証番号およびセキュリティコードをいい、割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」の定めと同義とします。
6. 「有効カード番号等」とは、カード番号等のうち、有効期間内のもので、かつ通信販売加盟店がダイナースからの無効の通知を受けていないものをいいます。
7. 「商品」とは、通信販売加盟店が自己の名において販売もしくは提供する物品・サービス・権利・役務・ソフトウェア等をいいます。
8. 「通信販売」とは、ダイナースが通信販売加盟店契約の対象とすることを事前に承認した、通信販売加盟店が販売もしくは提供する商品を、通信販売加盟店は自己の負担と責任において作成した宣伝媒体で広告し、通信手段により会員から申し込みを受け付ける信用販売（クレジットカード等による購入へあたる役務提供）をいいます。
9. 「申込書」とは、前項の通信販売において、会員から商品の申し込みを受け付ける際のカード番号等、会員氏名および商品申し込みに関する会員情報を記載した文書もしくはそれを記すものをいいます。
10. 「電子商取引」とは、パソコン通信やインターネット通信等（以下総称して「オンライン通信」といいます。）により会員から商品の申し込みを受け付ける通信販売をいいます。また、オンライン通信による広告も、電子商取引に含るものとします。
11. 「売上データ」とは、通信販売における売上に関する一切の情報をいいます。
12. 「CCT等の端末機」とは、ダイナースと通信販売加盟店をオンラインで結ぶ信用会員端末のことをいいます。
13. 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、通信販売加盟店等が推進することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。）であって、その時点における最新のものをいいます。
14. 「PCIDSS」とは、クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準をいいます。

第3条（通信販売にかかる廣告）

1. 通信販売加盟店は、自己の負担と責任において通信販売に関する広告（オンライン通信による広告を含みます。）の企画・制作を行うものとします。
2. 通信販売加盟店は、広告にあたり次の事項を遵守するものとします。
(1)特定商取引に関する法律、割賦販賣法、景品表示法、著作権法、商標法およびその他関連法令の定めに違反しないこと
(2)消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
(3)公序良俗に反する表示をしないこと
(4)次の事項について表示すること
①住所
②屋号・商号
③電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）
④電子メールアドレスにおいては、責任者名および責任者への連絡方法
⑤商品の販売価格、送料、その他必要とされる料金
⑥商品の引渡し時期
⑦代金の支払時期および方法
⑧商品の返品・取消に関する説明
⑨電子商取引においては、暗号化等の措置を講じても、申込データ等の秘密性を完全には保持できないこと
⑩その他、ダイナースが必要と認めた事項

3. 通信販売加盟店の宣伝媒体はすべて本規約の対象とし、通信販売加盟店は、それぞれの媒体にカードによる支払いができる旨を明示するものとします。また、通信販売加盟店は、ダイナースよりカードの利用または販売促進に係る明示等の要請を受けた時は、これに協力するものとします。

第4条（取扱商品）
1. 通信販売加盟店は、通信販売における商品の内容について、原則として事前にダイナースに通知し、ダイナースの承認を得るものとします。
2. 通信販売加盟店は、次の商品を通信販売加盟店契約において取り扱わないものとします。
(1)公序良俗に反するもの
(2)金融商品取引法、特定商取引法、銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・薬機法・その他法律、関連法令の定めに違反するもの
(3)消費者契約法の規定に基づき取消しが可能であるもの
(4)第三者の著作権・肖像権・商標権その他の知的財産権その他の権利を侵害するもの
(5)その他、ダイナースが指定したもの、または不適当と判断したものの

3. 加盟店は、ダイナースから商品等の販売または提供を行うための許認可の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
4. 通信販売加盟店は、原則として商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券およびその他有価証券等の換金性の高い商品の取り扱いはできないものとします。ただし、ダイナースが個別に承諾した場合はこの限りではありません。

5. 通信販売加盟店は、コンピュータ連携ソフトウェア等のオンライン通信によるタウンシード等、商品の配送を伴わない商品を取り扱う場合は、事前にダイナースが認めた所定の方法により通信販売を行うものとします。

第5条（通信販売における支払方法）

1. 通信販売加盟店が通信販売において取り扱うことのできる信用販売の種類は、会員の支払方式の別により、一回払い販売・リボルビング払い販売・ボーナス一括払い販売のうち、ダイナースが認めたものに限定するものとします。
2. 前項におけるリボルビング払い販売・ボーナス一括払い販売を利用できる会員は、日本会員のみとします。

第6条（通信販売の方法）

1. 通信販売加盟店は、自己の負担と責任において通信販売の媒体となるカタログその他の宣伝物および会員が記入すべき申込書を作成し、これを会員に配布もしくは提供するものとします。
2. 申込書が会員により作成され、通信販売加盟店に到着した場合、会員の申し出に基づき通信販売加盟店により作成された場合もしくは電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付けた場合には、会員による商品の申し込みがあったものとみなします。ただし、通信販売加盟店は、電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付ける場合には、申込者が会員本人であるか否かを認証する手続をおこない、カード番号等の会員情報および注文に関する情報を受け照合する等のセキュリティ確保措置・運用方法等について、事前にダイナースの承認を得るものとします。
3. 通信販売加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の各号に掲げる事項を確認しなければなりません。この場合において、通信販売加盟店は、実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じて行うものとします。
①通知されたカード番号等の有効性
②当該信用販売がなりますましの他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないこと。

4. 通信販売加盟店が前項の確認のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的な方法および態様は、通信販売加盟店においてカード番号等による非通型による非保持化、PCIDSS準拠、カード番号等のトークナイゼーション（通信販売加盟店内では復元されない仕組）等による非保持化とします。

5. 前項の規定にかかわらず、ダイナースは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることがあり、通信販売加盟店はこれに応ずるものとします。

6. 申込書もしくは申込内容が未完成または不完全である場合には、通信販売加盟店は、速やかに当該申込会員と連絡を取る等、申込書を完成ししくは申込内容を充足させるものとします。

7. 通信販売加盟店は、原則として商品名・数量・価格・送料・税額・代金支払方法、その他割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を運営なく会員に交付するものとします。

8. 通信販売加盟店は、原則として商品の発送日または役務の提供日を通信販売日（カード売上日）として売上票を作成するものとします。この場合、売上票についての会員の署名は省略できるものとします。

9. 売上票として計上できる金額は、当該通信販売代金（税金・送料を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、通常1枚の売上票として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票を複数枚にすることはできないものとします。

10. 通信販売加盟店は、タイナースが認めた所定の方法により通信販売を行うものとし、また、売上データは通信販売加盟店の責任において保管し、他に譲渡はできないものとします。

11. 通信販売加盟店が会員の申し出によりリボルビング払い販売を行う際は、当該申込書に「リボルビング払い」を表示します。ただし、リボルビングカードによる申込があった場合は「リボルビング払い」の表示を省略できるものとします。

12. 通信販売加盟店が会員の申し出によりボーナス一括払い販売を行う際は、当該申込書に「ボーナス一括払い」を表示します。また、原則とボーナス一括払い販売の取扱可能期間は、夏期は12月16日から6月15日まで、冬期は7月16日から11月15日までとします。

13. 通信販売加盟店は、タイナースが別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

14. ダイナースは、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、通信販売加盟店の承認を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

15. 通信販売加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係諸法令を遵守して、通信販売を行うものとします。

16. 通信販売加盟店は、不動産や各種会員権等の権利性商品および役務を取扱う場合はダイナースの事前の承認を得るものとします。また、当該商品および役務の販売を行う場合は会員と権利名義人は同一である事を必要とします。ただし、ダイナースが個別に承諾した場合はその限りではありません。

第7条（事前承認の義務）

1. 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みがあった場合は、原則としてその全件について事前にダイナースが定めた方法により会員の支払方法を通知のうえ、ダイナースに承認を求めるものとし、承認を得た場合は、売上票にダイナースが通知する承認番号を付記するものとします。

2. ダイナースが認めたCCT等の端末機を設置した場合は、その使用規約ならびに取扱運用事項等に基づき通信販売を行ふものとし、全ての通信販売においてカード番号等の有効性を確認し、通信販売の承認を得るものとします。

3. 通信販売の承認については、ダイナースの判断により拒否する場合があるものとします。

4. 通信販売加盟店は、有効カード番号等により通信販売の申し込みをした会員に対して故なく通信販売を拒絶し、もしくは他社が発行するクレジットカード等の利用を求めるることはできないものとします。また、その販売代金を会員に直接請求し、受領することはできないものとします。

第8条（通信販売の拒絶および直接請求の禁止）

通信販売加盟店は、有効カード番号等により通信販売の申し込みをした会員に対して故なく通信販売を拒絶し、もしくは他社が発行するクレジットカード等の利用を求めるることはできないものとします。また、その販売代金を会員に直接請求し、受領することはできないものとします。

第9条（差別待遇の禁止）

通信販売加盟店は、会員に対して、一般的現金払い等の顧客とは異なる料金または代金を請求する等、会員の不利となる取り扱いはできないものとします。

第10条（商品の発送・提供）

1. 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みを受け付けた日から起算して、原則として14日以内に、会員の指定する住所地等に商品を発送もしくは提供を行うものとします。

2. 通信販売加盟店は、商品の発送もしくは提供の遅延や品切れ等が生じた場合、ダイナースが認めた所定の方法により速やかに当該会員に連絡を行い、商品の引き渡し済み時期等を通知するものとします。

3. 通信販売加盟店は、会員が商品の発送もしくは提供先として商品の受領確認が不明確となる恐れのある住所地等を指定した場合、当該住所地等に商品の発送もしくは提供を行わないものとし、これに反して発送、もしくは提供を行った場合は、当該通信販売代金およびこれによって生じた紛争について、通信販売加盟店が一切の責任を負うものとします。

4. 通信販売加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、ダイナースが第4条第5項の販売方法と会員の承認をもって商品の発送もしくは提供とみなすものとします。

第11条（カードの不正利用・調査等）

1. ダイナースは、通信販売において不正利用がなされた場合には、通信販売加盟店に対して必要に応じていつでも再発防止のために必要な調査の協力を求めるものとし、通信販売加盟店は、その求めに速やかに応じるものとします。

2. 通信販売加盟店は、通信販売において不正利用がなされた場合には、直ちにその旨をダイナースに對して報告すると共に、運営なく、その前項の調査結果に基づき再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告し実施しなければならないものとします。また、通信販売加盟店は必要に応じてダイナースから指示があった場合もしくは通信販売加盟店が必要となる場合は、通信販売加盟店が当該申込会員に対する被害届を提出するものとします。

3. 通信販売加盟店は、ダイナースが認めたCCT等の端末機を設置した場合は、その使用規約ならびに取扱運用事項等に基づき通信販売を行ふものとし、全ての通信販売においてカード番号等の有効性を確認し、通信販売の承認を得るものとします。

4. 通信販売の承認については、ダイナースの判断により拒否する場合があるものとします。

5. 通信販売加盟店は、有効カード番号等により通信販売の申し込みをした会員に対して故なく通信販売を拒絶し、もしくは他社が発行するクレジットカード等の利用を求めるることはできないものとします。また、その販売代金を会員に直接請求し、受領することはできないものとします。

6. 通信販売加盟店は、前項の場合、直ちに所要の措置を講じるものとします。

7. 通信販売加盟店は、有効カード番号等により通信販売の申し込みをした場合、直ちに所要の措置を講じるものとします。

8. 通信販売加盟店は、商品の発送もしくは提供後2年間、当該商品に係る会員の申込書および会員の商品受領書または商品の発送もしくは提供を証する書面等を保管するものとし、当該期間中ダイナースは、いつでもそれらを閲覧またはそれらの交付を通信販売加盟店に對して請求することができるものとします。

第13条（債権譲渡）

1. 通信販売加盟店は、本規約に基づく通信販売によって会員に対して取得した債権を、ダイナースに譲渡し、ダイナースは、これを譲り受けるものとします。

2. 前項の債権譲渡は、売上票がダイナースに到着したとき、その効力が発生するものとします。

3. 当該通信販売の承認から40日以上経過した債権は、原則として債権譲渡の対象とならないものとします。

第14条（割引料）

1. 通信販売加盟店がダイナースに支払う債権譲渡に係る割引料は、1回の通信販売ごとに通信販売代金に対してダイナースが定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。

2. なお、前項に基づいて、ダイナースが特別に認めた場合については、この限りではないものとします。

第15条（債権譲渡の精算）

1. ダイナースは、別表に定める割引料率に、前条に定める割引料率を差し引いた金額（以下「債権譲渡対価」といいます。）をあらかじめ通信販売加盟店が指定した金融機関預金口座で振り込むものとします。

なお、当該日が土曜、日曜、祝日等ダイナースの営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手数料が金融機関休業日に

ある場合もその前営業日とします。

2. 前項にについて、ダイナースが特別に認めた場合については、この限りではないものとします。

3. ダイナースの通信販売加盟店に対する債権譲渡対価は、ダイナースが直接支払うか、またはダイナースが指定し、事前に通信販売加盟店に通知したダイナース所定の会社が立替払いをするものとします。

第16条（通信販売の取消し）

1. 通信販売加盟店は、会員から商品の返品があった場合には、ダイナースが認めた場合については、この限りではないものとします。

2. 通信販売加盟店は、前項により債権譲渡を取り消した当該債権譲渡対価を既に受領している場合には、ダイナースに対し直ちにこれを返還するものとします。また、ダイナースは当該債権譲渡対価を次回以降の通信販売加盟店に対して支払う債権譲渡対価から差し引けるものとします。

3. ダイナースの商品の所有権

(1)必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
(2)機密情報の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する通信販売加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
(3)通信販売加盟店もしくは業務代行者またはその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
(4)通信販売加盟店または業務代行者において機密情報の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法

3.前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他のカード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解釈等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。

4.ダイナースは、本条第1項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを通信販売加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、本条第1項第1号に基づく調査については、通信販売加盟店が第22条第1項第1号および第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第2号に基づく調査については、通信販売加盟店が第11条第2項に定める調査および報告に係る義務を遵守している場合はこの限りでないものとします。

第26条（是正改善計画の策定と実施）

1.次の各号のいずれかに該当する場合には、ダイナースは、通信販売加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応じるものとします。

(1)通信販売加盟店が第22条第3項、第6項もしくは第8項の義務を履行せず、または業務代行者が第22条第8項第2号もしくは第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。

(2)通信販売加盟店または業務代行者の保有する機密情報が、漏洩等しましたそのおそれがある場合であって、第22条第9項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。

(3)通信販売加盟店が第6条第3項に違反しましたそのおそれがあるとき。

(4)通信販売加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第11条第1項および第2項の義務を相当期間内に履行しないとき。

(5)前各号に掲げる場合のほか、通信販売加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、ダイナースに対し、通信販売加盟店についての是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

2.ダイナースは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、通信販売加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、通信販売加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応じるものとします。

第27条（解約）

1.通信販売加盟店またはダイナースは、書面により3ヶ月前までに相手方に予告することにより通信販売加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。

2.前項の規定にかかわらず、ダイナースは、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない通信販売加盟店については、ダイナースの判断により事前の通知をすることなくいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。

第28条（契約の解除）

通信販売加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらずダイナースはいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部（通信販売加盟店が使用する信用照会端末機の全部または一部の利用を一時的に停止することを含む。）を解除することができ、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

(1)本規約に違反した場合

(2)通信販売加盟店申込書および第24条第1項の届出事項の記載事実を偽って記載した場合

(3)第11条に定めるダイナースの調査に協力を行わない場合

(4)通信販売加盟店が取り扱った通信販売のうち、紛失・盗難・第三者利用・偽造等のカードによる通信販売の割合が著しく高いとダイナースが認めた場合

(5)割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合

(6)通信販売加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、通信販売制度を悪用していることが判明した、または疑いがあるとダイナースが判断した場合

(7)通信販売加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業行為等について会員から苦情があった場合で、ダイナースが通信販売加盟店に非があると判断した場合

(8)通信販売加盟店の営業または業態が公序良俗に反するとダイナースが判断した場合

(9)監督官庁から営業の取り消しまたは停止等の行政処分を受けた場合

(10)自ら振出しましては受け取った手形または小切手につき不渡り廻分を受ける等支払停止状態に至った場合

(11)差押え、仮差押え、仮処分の申立または租税滞納処分を受けた場合。破産、会社更生、特別清算等の申立を受けた場合、またはこれを自ら申し立てた場合。合併にはらず解散した場合

(12)前二号のほか通信販売加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとダイナースが判断した場合

(13)通信販売加盟店がダイナースに届出の所在地に在しない場合、またはダイナースに届出の連絡先にてダイナースから通信販売加盟店に連絡が取れない場合

(14)通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上が、会員の換金目的による利用の割合が高いとダイナースが判断したとき。または会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとダイナースが判断した場合。または加盟店（代表者および関係者を含む）自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗においていた場合のうちダイナースが不適と判断した場合

(15)通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対するダイナースが会員資格を喪失させる手続をとった場合

(16)マネーローデンディング、トレス資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあるとダイナースが判断した場合

(17)他のダイナースが通信販売加盟店として不適と認めた場合

(18)第11条、第24条、第25条、第26条のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によってもなおその義務を履行しない場合

第29条（契約終了後の処理）

1.前項第18条は第28条により、通信販売加盟店契約が終了した場合には、契約終了前に通信販売加盟店が発送および提供したオンライン通話画面を含むカタログその他宣伝媒体に申込期間が明示されている場合、当該期間中に会員が申し込みをなした通信販売については、なお通信販売加盟店契約が存続するものとし、同様に本規約の各規定を準用するものとします。

2.事由の如何にかかわらず、通信販売加盟店契約が終了した場合でも、会員が通信販売加盟店契約の終了時までに申し込みをなした通信販売については、なお通信販売加盟店契約が存続するものとし、同様に本規約の各規定を準用するものとします。ただし、前条に該当する場合を除くものとします。

3.ダイナースは、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、債権譲渡を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡代価の支払を保留することができるものとします。

4.通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてダイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによるものとします。

第30条（反社会的勢力との取引拒絶）

1.通信販売加盟店は、通信販売加盟店および通信販売加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団

(2)暴力団および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3)暴力団準構成員

(4)暴力団関係企業

(5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6)前各号に掲げるものの（以下「暴力団員等」という）の共生者

(7)日本政府または外國政府等が経済制裁の対象として指定する者

(8)その他前各号に準するとダイナースが認めた者

2.前項（6）に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1)暴力団等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

(2)暴力団員等が経常分配し、または経営に実質的に関与する關係を有する者

(3)不当に暴力団員等を利用している認められる關係を有する者

(4)暴力団員等であることを知っている者等を提供し、または便宜を供与する等の關係を有する者

(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき關係を有する者

3.通信販売加盟店が本条第1項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、ダイナースは通信販売加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、ダイナースがその報告を求めた場合、通信販売加盟店は、ダイナースに対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

4.ダイナースは、通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、通信販売加盟店契約に基づくクレジット取扱いを一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、通信販売加盟店は、ダイナースが取扱引再開を認めるまでの間、クレジット取扱いを行うことができないものとします。

5.通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、または本条第1項の規定に基づく確認に関して虚偽の申告をしたことが判明し、ダイナースとのクレジット取扱いを継続することが不適切であるとダイナースが認めた場合には、ダイナースは、直ちに通信販売加盟店契約を解除できるものとし、かつ、ダイナースに対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合ダイナースに生じた損害を通信販売加盟店が賠償するものとします。

6.前項の規定により通信販売加盟店契約を解除した場合でも、ダイナースに対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは通信販売加盟店契約の各条項が適用されるものとします。

第31条（地位の譲渡）

1.通信販売加盟店は、通信販売加盟店上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2.通信販売加盟店が通信販売を行ったことによって発生した債権は、第三者に譲渡、質入、担保に供する等はできないものとします。

3.ダイナースは、通信販売加盟店契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、通信販売加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第32条（規約適用の除外）

本規約上のリボルビング払い販売、ボーナス一括払い販売に関する各条項は、通信販売加盟店がそれらの支払い方法により

した後または変更後規約を通信販売加盟店に付送した後に、通信販売加盟店が会員に対して通信販売を行った場合、通信販売加盟店はその変更事項を異議としたものとします。

第33条（規約の変更および承認）

本規約の変更については、ダイナースが変更内容を通知、告知または公表（ダイナースのウェブサイトによる掲載その他の合理的な方法による）した後または変更後規約を通信販売加盟店に付送した後に、通信販売加盟店が会員に対して通信販売を行った場合、通信販売加盟店はその変更事項を異議としたものとします。

第34条（細部統一）

本規約に定めのない細部の事項および事務処理上の手続きについては、別にダイナースの定めるところによるものとします。

第35条（合意管轄裁判所）

通信販売加盟店とダイナースとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第36条（準拠法）

通信販売加盟店とダイナースとの諸契約は日本法に準拠し、同法に従つて解釈されるものとします。

効性的確認を行い、通信販売加盟店がカード番号等の変更もしくは会員資格喪失の情報を知得した場合、会員の都度承認なしにカード番号等の変更もしくはクレジットカードによる利用代金決済の契約を解除することに異議がないこと

第9条（準用規定）

本規定に定めのない事項については、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約の定めに準ずるものとします。

以上 (2022年6月1日改定)

ダイナースクラブ旅行商品取扱規定

第1条（総則）

三井住友トラストクラブ株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約に付帯して、通信販売加盟店の会員に対する旅行商品の取扱いに関する規約を定めます。

第2条（旅行商品の通信販売）

通信販売加盟店は、会員に対し「通信契約により旅行契約を締結するときに使用する旅行業約款」（以下「約款」といいます。）に基づいて、通信販売の手段により旅行商品を取り扱うことができるものとします。

第3条（カード売上日）

通信販売加盟店、ダイナースおよび会員の三者間ににおいては、次の日をもって、会員のカード売上日とします。ただし、約款に別段の定めがある場合はその定めに従うものとします。

1.企画旅行については、通信販売加盟店と会員が締結した企画旅行契約の締結日とします。

2.手配旅行については、通信販売加盟店と会員が締結した手配旅行契約に基づき、通信販売加盟店が手配した旅行サービスの予約応答日とします。

3.通信販売加盟店が定める旅行の取消料等に關する債権については、会員が通信販売加盟店に対して旅行契約の解除を申し出た日とします。

第4条（取扱外品目）

通信販売加盟店は、原則として次の商品の取り扱いは行わないものとします。

1.通信販売加盟店の取り扱い旅行商品のうち、ローンの申込金、海外旅行に必要な諸手数料（外貨取扱手数料、検疫処理料、その他）、保険、トラベラーズチェック、ギフト旅行券、ギフト宿泊券等

2.その他ダイナースが指定した商品

第5条（準用規定）

本規定に定めのない事項については、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約の定めに準ずるものとします。

以上 (2023年6月1日改定)

通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項

＜本同意条項は、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します＞

第1条（収集・利用）

1.通信販売加盟店または通信販売加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「通信販売加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含むダイナースとの取引の加盟店運営（調査）および加盟店送金業務等の通信販売加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める通信販売加盟店契約者等の情報（以下、総称して「通信販売加盟店店情報」といいます。）を、ダイナースが必要とする場合はその定めに従うものとします。

（1）通信販売加盟店契約者等が通信販売加盟店申込時に届け出た通信販売加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、通信販売加盟店契約者等が通信